

## 「楕円の構図」による把握（再考）

今 村 都南雄

### はじめに

昨年（2018年）7月の末、『大牟田市まちづくりの二つの難題——「楕円の構図」による把握——』を上梓した。それに先がけて地方自治総合研究所の所内研究会において、「『楕円の構図』による把握をめぐって」と題する報告をおこなったことがある<sup>(1)</sup>。その所内研究会報告では、前掲拙著に追録した前年（2017年）の拙稿、「持続した『楕円の構図』への関心～大牟田調査に至るまでの長い経緯～」<sup>(2)</sup>をベースにしたことから、実際には報告主題そのものよりも、むしろその拙稿で書き及ばなかった事柄であるとか、あえて論述を避けた事柄のあらましなどに傾斜した、かなり周辺的な説明にとどまってしまった。

しかし報告を終えてしばらくして、主題とした「楕円の構図」による把握そのものにかんする扱いが不十分であったことを強く悔いるようになった。それというのも、上記拙稿の執筆に1年近く先がけて、『自治総研』に寄せた巻頭コラム「沖縄辺野古問題と『楕円の構図』による把握」<sup>(3)</sup>にかんして、関係研究会で苦勞をされた行政法研究者から詳細説明を求める懇切な要請を受けていたこともあり、そのこととの関連で思い立った主要論点のひとつ（弁証法の受けとめ方）をめぐるウェブサイトの検索過程において、図らずも前掲拙著に追録した拙稿（2017年）が弁証法研究者によって論及されていることに気付かされ<sup>(4)</sup>、この思いがけない出来事に驚かされたからである。

思いがけないことといえば、他にもある。一昨年（2017年）の日本公共政策学会機関誌『公共政策

---

(1) 参考までに、当日のレジュメを本稿の最後に付しておく。

(2) 『自治総研』第43巻8号、2017年8月号、1－31頁。上掲拙著の171頁以下を参照されたい。

(3) 『自治総研』第42巻9号、2016年9月号、表紙裏面の「巻頭コラム」

(4) 嶋喜一郎「対話とモノローグ：弁証法のゆくえ」（「楕円の構図」2017-09-14/楕円幻想）

<https://blog.goo.ne.jp/kiichiro-shima/e/99f8e1cc2354b3e3f27ecc6476a314f1>

研究』第17号において特集「公共政策と行政管理：政策論と管理論の交錯」が組まれた。年報編集責任者の述べるところによれば、その特集は、なんと30年以上も前の日本政治学会年報に掲載された拙稿の「射程拡大」を意図した企画であったという<sup>(5)</sup>。表題とずれることもあるが、この点についても本稿で併せて取り上げてみたい。

## 1. なぜ「楕円の構図」に執着したのか

冒頭に記した拙著の副題は、ご覧のとおり「『楕円の構図』による把握」である。思えば、納得がいくかたちで「楕円の構図」による把握の実例を提示すること、そのことが私にとって年来の課題であった。しかし、かえすがえすも残念なことながら、その課題は今もって果たしていない。

上記拙著に収録した拙稿「持続した『楕円の構図』への関心～大牟田調査に至るまでの長い経緯～」で述べたとおり、私の「楕円の構図」への執着はかなり長期にわたっている。だが、その「楕円の構図」なる表現を自分の執筆論文等で用いるようになったのは、つい数年前のことである。すなわち、大学教員生活の最後に取り組んだ科研費共同研究の一環である大牟田調査研究に私なりのけじめをつけようと、遅まきながら大学退職後の2015年4月に執筆を開始した拙稿、「大牟田市のまちづくりにおける二つの難題～その歴史をふり返って～」の冒頭部分において、「およそ一世紀に及ぶ大牟田市の歴史を通観する中で、その根深さにあらためて気付かされた二つの問題（難題）」について、「比喩的にいえば、これら二つの問題を焦点化することで、二つの焦点から描かれる楕円の構図による大牟田市政の把握を試みた」と付言したのが最初である<sup>(6)</sup>。

しかし数年前のこととはいえ、それからすでに約4年が経過している。本年の新春具体

---

(5) 同誌における特集テーマについての年報委員会委員長による説明中（24頁）、拙稿の書誌情報に誤記があるので、念のため訂正しておく。拙稿「政策決定理論と組織理論の交錯——組織的決定理論を中心として——」『年報政治学1983年・政策科学と政治学』岩波書店、1984年3月、89-107頁。なお、同拙稿は拙著『行政学の基礎理論』三嶺書房、1997年にも収録してあるが、出版社廃業のため購入しにくい。

(6) 「大牟田市のまちづくりにおける二つの難題～その歴史をふり返って～（その1）」『自治総研』第41巻9号、2015年9月、2頁。本稿は翌年7月にかけて4回にわたり同誌に分載したもので、若干の修正を施して前掲拙著の本体部分を構成している。なお、昨年上梓した拙著では、この拙稿について「前稿」と呼ぶことにしている（同書4頁参照）。

化した、現代行政研究所を主宰する沼田良氏（大和大学教授）との座談企画で、最後にあらためて「行政学のアイデンティティ」について問われた折、私は次のように応じている。やや長くなるが、期せずして「楕円の構図」による把握の要点を述べているので、そのくだりを引用しておきたい<sup>(7)</sup>。

ところで、研究の対象をなぜ二つの焦点からなる「楕円の構図」でとらえることが必要なのか。これは私が「いびつの美学」と呼ぶ認識論的な見地によるものなのですが、私の経験に即していいますと、ICU（国際基督教大学）の行政大学院に行って間もなく、内村鑑三が後半生において書き綴った『聖書之研究』の終わり近くに登場する一篇「楕円形の話」を読んで、かなりの衝撃を受けたことが最初です。そこにおいて彼は「真理は円形に非ず楕円形である」と言い切り、「楕円形的の真理の裡に真理の深みと興味とがある」ことを説いているのです。

しばらくして私は、内村鑑三が述べていることは社会科学的な認識においても当てはまるのではないかという漠然とした感覚を持つようになりました。いろんな「楕円考」がありますが、そのなかで、こと行政にかんして述べたものとして、クリスチャンで一橋大学出身の総理大臣、大平正芳がまだ若かりしころに横浜の税務署長としてやった訓話に出会っていました。「行政には、楕円形のように二つの中心があって、その二つの中心が均衡を保ちつつ緊張した関係にある場合に、その行政は立派と言える」、こういうのです。国税でいえば課税主体と納税者の関係ですね。

内村も大平も楕円の「中心」と「焦点」を混同していて、その点には注意しなければいけないのだけれど、それは措くとして、ものごとをとらえるのにプラトンのまんまるの円形の構図でとらえるのではなしに、ラグビーボールのような楕円形を理想型としてとらえるほうがよいのではないかと考えるようになったということなのです。大平は統制経済を例に、それを「統制と自由とが緊張した均衡関係」という観点からとらえることを主張しているのですが、たとえば地方自治をとらえるのに、中央政府からの「統制」と地方自治体の「自治」との緊張関係でとらえることもできましょうし、一方側に置かれた「地方自治の本旨」を構成する団体自治と住民自治との緊張関係に注目するのも一案でしょう。

---

(7) 「特別座談 現代行政を考える（５）——今村都南雄先生に聴く——」（一社）栃木県自治研究センター『とちぎ地方自治と住民』Vol. 555、2019年6月、3－4頁。

見られるようにこの一節の冒頭では、なぜ「楕円の構図」による把握なのかについて、主として内村鑑三の「楕円の話」を念頭に「これは私が『いびつの美学』と呼ぶ認識論的な見地によるもの」と、しごくあっさりとは片付けている。だがこれだけをお読みの方にとっては、「いびつの美学」とは何のことか、肝心なことが分からないであろう。

しかもその座談記録の先をお読みいただくと、司会者の重ねての要望を受けて、「行政学という学問分野についてそのアイデンティティを探るにしても、先ほども使った言い方ですけど、プラトンのまんまるの円形の美しい形状を念頭に置くのではなく、楕円そのものではなくとも、もっといびつな『楕円的な構図』によってとらえ、考えをめぐらせることしかできないのではないか、ということ。そのように申し上げることで今日のところはご容赦願います」としている<sup>(8)</sup>。いかに苦し紛れのことだったにせよ、このことについての釈明を必要としよう。いささかくどくなるが、お許しいただきたい。

内村鑑三いわく、「真理は円形に非ず楕円形である。……（中略）……人は何事に由らず円満と称して円形を要求するが、天然は人の要求に<sup>う</sup>応ぜずして楕円形を探るは不思議である。楕円形は普通に之をいびつと云ふ。曲った円形である。決して美はしきものでない。然るに天然は人の理想に反してまる形よりもいびつ形を選ぶと云ふ。不思議ではない乎。」<sup>(9)</sup>

どうだろうか。このまま読むと、いびつ形は「決して美はしきものでない」ことになってしまう。日本語の「いびつ」は伝統工芸品の「曲げわっぱ」の形状をとる「飯櫃」に由来するというのが定説であるが、はたして人は「曲げわっぱ」のあの見事な形状に美しさを感じないだろうか。そんなことはないはずである。「まる形よりもいびつ形を選ぶ」のは天然だけのことでなく、何も人の理想に反することでもない。だからこそ内村は、他ならぬ彼の聖書研究の終わり近くに書いた「楕円形の話」の冒頭、「真理は円形に非ず楕円形である」と言い切ったうえで、「人は何事に由らず円満と称して円形を要求する」ことの不思議さを問いかけたのであり、これぞまさしく「いびつの美学」もしくは「いびつの哲学」のなせる業ではないのか。これが私の読み方である。

上の一節に続く次の一節の後段で内村は「楕円形的の真理の裡に真理の深見と興味がある」ことを次のように説く。「真理は単純であると云ひて、簡短に容易に説明する事は出

---

(8) 同上、5頁。

(9) この一節は本稿冒頭に記載した拙著の追録に中略部分も含めて引用してあるが（176—7頁）、誤植があるうえ、そこには触れていない後続文との関係もあるので、念のため原著の該当頁を記しておく。『内村鑑三全集』（第二版）第32巻、岩波書店、2001年、207頁。

来ない。円満なる哲学は常に疑はしい哲学である。所謂『あたま頭脳の内スペキュレチーブに能く這入る哲学』は甚だ怪しい哲学である。哲学は科学と同じく思索的デスクリプチーブであってはならぬ、叙述的であらねばならぬ。真理は一個中心の円形に非ずして二個中心の楕円形であるからである。』<sup>(10)</sup>

私にとって、この最後のセンテンスをどのように受けとめるべきかということが重大問題であった。そもそのこととして、真理の探究において「思索的 (speculative) であってはならぬ、叙述的 (descriptive) であらねばならぬ」と言われても、学問研究を志した人間であれば誰もが経験するであろうように、それならばどうしたらよいのか、そのことが分からないのだ。そのためひと頃は、この内村による立言にかんしても、彼自身が犯した楕円理解の誤り——「中心」と「焦点」との混同——に起因する誤解があるのではないかと愚考を巡らせてみたりもした。つまりここでもまた、「思索的」と「叙述的」のどちらか一方に「中心」を定めるのではなく、それら双方の「焦点」間の相互関係を論ずることが必要となるのではないかという疑問である。しかしそれでは堂々巡りになってしまう。何度かの読み返し作業を通じて、上記の内村の立言は「円満なる哲学は常に疑はしい哲学である」ことを見抜いたうえで、さらなる「楕円形的の真理」の追究に適合する方途を見きわめる文脈でなされたものであるのだから、その定言的な指示についていたずらに悩むよりは、まずはそれに従って「楕円の構図」の適用を思い立った具体的事案につき、実際に試みてみるのが求められているのではないかという判断を固めるに到ったのである。大牟田市政の歴史的展開を取りまとめるにあたって、できるかぎり「叙述的」であろうと努めたのもそのゆえであった。

さて、関連してもう一点、「構図による把握」をくり返し強調したことについて補足をしておきたい。「構図」という語になじんだきっかけはかなり古い。絵画展に自分の作品が展示されたりすると、優秀作品と比べて自分の構図の取り方がかなり見劣りすることに気付かされ、いつもがっかりしたものだった。そのせいか、現役の大学教員だった当時も、担当する授業科目の最初のクラスで、事物の見方、とらえ方には歪みがあることに注意を喚起するのが通例であった。大学教員生活に終止符を打つことになった山梨学院大学の退職記念講演 (2014年12月) においてそのことに触れているので、翌年の学内紀要に取りまとめられた講演記録から引用しておく<sup>(11)</sup>。

(10) 前注記載の『内村鑑三全集』第32巻208頁。なお、この部分については、前注記載の拙著における追録拙稿ではまったく触れていない。

(11) (講演録) 「山梨学院大学退職記念講演」山梨学院大学『法学論集』第76号、2015年7月、190-191頁。

……学問を志すとなりますと、研究の対象をどのように設定するかということのほか、どんな視点、視角、パースペクティブから対象に接近するかということ、そのことが肝要になります。

……私の場合、しばしば講義の最初に、太陽の見え方、つまり真っ昼間の真上にある太陽の見え方と太陽が西に沈むときの見え方の違いを話したりします。私たちは空間を通して対象とする物を見るわけですが、太陽が東から上り西に沈むその軌道空間というのが、コンパスを使ってぐるりと描く円をピッタリと半分に分けたようなきれいな半円形をなしておりません。扁平に歪んでいるのです。ですから、真上の太陽のサイズと西に沈む太陽のサイズは同じようには見えないのです。同じように見える人はホモ・サピエンスではないということになります。一般に「月の錯覚」と呼ばれる現象です。学問の世界で、単に、「それは錯覚だよ」と言うことで片付けられてしまっては身も蓋もありませんが、物の見方、とらえ方には歪みがあるということに注意を促すのがねらいです。

このほかにも、しばしば引き合いに出した具体例として、高層ビルの窓から下を見下ろしたとき、目にする対象物はたいへん小さく見えるのだが、そのビル窓の高さにほぼ等しい水平の距離にある対象物の大きさはさほど変わらないという経験であるとか、あるいはそれとは逆に、もっと高い空を飛ぶ猛禽類の場合、地上の獲物の動きをたやすく見分けることができるらしく、相当高い高度から野ねずみめがけて襲いかかったりする事例などを取り上げてみたりして、これはなぜなのかを学生たちに問いかけてみたりした。そして中央大学の文系学部が多摩に移転して間もないころには、ゼミ生をわざわざ浅草に引っ張り出しドジョウ鍋で昼食をとったあと、隅田川の船で浜松町に出向き、東京タワーからの眺望を楽しみながら、自分たちが乗ってきた隅田川の船を見つけさせたりしたこともあったし、また階段教室の授業で話がいわゆる「心的空間の異方性」に及んだときなどには、もしも暇な時間ができたなら、キャンパスにほど近い多摩動物公園の猛禽類フライングケージに行って、ワシやタカに、どうして上空から地上の野ねずみをたやすく見分けることができるのかを直接尋ねてみてくれ、などとジョークを飛ばしたりしたこともあった。

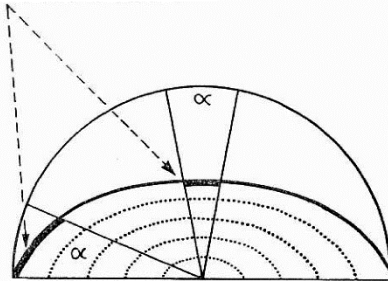
実はこれには種本があった。次のセクションでも言及するロベルト・ハーヴェマン著（篠原正瑛訳）『ドグマなき弁証法？』（弘文堂新社、1967年）がそれであり、その著作には、上掲の山梨学院大学退職記念講演で登場した「月の錯覚」にかんする別掲のような

簡明な図が掲載されていた<sup>(12)</sup>。その図の表題にもあるように、人間の心的空間は「ケーゼグロッケ形の構造」を呈しているという。ドイツ語のKäseはチーズのこと、またGlockeは釣鐘のことであって、双方を合体した「ケーゼグロッケ Käseglocke」になると、チーズやチーズケーキのカバーとして使われるガラス製ないし陶器製の扁平な形をした容器を表現することが多いようである。

別稿では「楕円の構図」論について、ICUの行政大学院在籍時代に内村鑑三と大平正芳の「楕円考」に出会ったことが大きかった旨を記しているが<sup>(13)</sup>、それと接続する中央大学法学部の助手期間前半において、上記ハーヴェマンの著作に出会ったことも重要であった。一面的にはとらえられない現実の諸問題について、それらを「把握する」ということの意味をそれなりに感得できたからである。それ以来、私にとっての「構図」理解は、この図とともにあると言ってよい。

【図】 心的空間のケーゼグロッケ形の構造

月の見かけの大きさ



見ている人

$\alpha$  = 月の像の角

図の下部の点線は、見ている人からの距離が小さければ小さいほど、空間の異方性が小さくなることを示す。

## 2. 悩ましかった弁証法論議との接続

これまた古い話だが、中央大学法学部での所属学科を超えた助手仲間の読書会で、カール・ポパー著（久野収・市井三郎訳）『歴史主義の貧困：社会科学の方法と実践』（中央公論社、1961年）についての報告を求められたことがあった。

行政学の中でも組織理論の展開に関心を寄せはじめたころのことで、とりわけハーバート・サイモンの業績を追跡していた私にとって、論理実証主義に立つ彼の「事実と価値の二分論」をどのように考えるかということが一つの重要な課題となっていた。ポパーはその論理実証主義に対する批判者としても知られており、サイモンをやるならまずはポパーの論理実証主義批判を勉強しなければならない。そのように考えていたふしもあったから、

(12) R. ハーヴェマン著（篠原正瑛訳）の上掲書、40頁（一部変更）。併せてその前の記述も参照されたい。

(13) 冒頭に記した拙著の追録「持続した『楕円の構図』への関心」189頁。

もしかすると自分から進んで名乗りを上げたのかもしれない。

このように当時の記憶がすでに定かでないばかりか、読書会で取り上げられた上記著作の英語版はあるのに、なぜか実際に使った翻訳書は箱のみで肝心の本体が見つからず、当時の古い資料類も大半を廃棄処分にしてしまった。ただ1点、議論の過程で中心的な論点になったのが、ポパーの弁証法批判をめぐってだったこと、これだけは比較的鮮明に記憶に残っていたようで、本稿のはじめに触れた所内研究会のために準備したレジュメや机上のパソコンに残した手元メモにもその痕跡があった。レジュメには第2項目（「中心」と「焦点」の混同（余話））の最後に「厄介な弁証法理解」について、前節で触れたR. ハーヴェマンと並べてK. ポパーの名前が記されている。これが手元メモになると、「厄介な弁証法の扱い」と題して、参照マーク付きで「上山春平「弁証法の現代的課題」『思想』小特集、1967年6月、“What is dialectic?”」と記した後、同号「小特集」の冒頭に配置された上山論文からの簡単な抜き書きに加えて、それに対する私自身の反応ぶりまで添えてある。ただし、その論文コピーが周辺に見当たらない。

レジュメの「厄介な弁証法理解」と手元メモの「厄介な弁証法の扱い」とではニュアンスに違いがあるが、どちらにせよ当時の私にとって、弁証法なるものがすでに「厄介なもの」だったことに変わりはない。にもかかわらず、「楕円の構図」に惹かれる私からすると、「正（テーゼ）－反（アンチテーゼ）－合（ジンテーゼ）」といった形に図式化される弁証法論理のうち、とりわけテーゼに対するアンチテーゼの提示を媒介にして、そこから新たなジンテーゼへと展開する局面に興味をそそられざるをえなかった。そうしたなかで上記の上山論文を読み、それを機にポパーの弁証法批判に関心を寄せることになったのであろう。

念のため、雑誌類の収納が充実している公立図書館に出向いて当該誌をチェックしてみたところ、上山は冒頭から「イギリスに、カール・ポパーという哲学者がいる」と書き出し、数年前に翻訳された『歴史主義の貧困』について、「それは、マルクスがヘーゲルから継承した弁証法的方法にたいするかつてない強力な批判ではないかと思う」としたうえで、「このポパーに、『弁証法とは何か』という論文がある。……ここではヘーゲル弁証法と唯物弁証法にたいする痛烈な批判が展開されている」と記している<sup>(14)</sup>。これぞ、上記の手元メモの最後に“‘What is dialectic?’”と付記した論文のことに他ならない。そして彼は次のように続ける。「弁証法を支持する思想家は、この批判にたいしてどの程度有効

---

(14) 上山春平「弁証法の現代的課題」『思想』No. 516、1967年6月、1頁。



な反論を投げ返すことができるか、自ら試みてみられるとよい。そしてそれができないばあいには、『弁証法』ということばを使うのを止そう、というポパーの提言に従うことをおすすめしたい。ポパーの批判に耐えることができないほどの弁証法理解で以って、『弁証法』ということばを用いるのは、有害無益だからである<sup>(15)</sup>と。

私が手元メモに抜き書きしたのはこの部分であるが、どうやらその際、さすがに最後のセンテンスまで記すことは控えざるをえなかったらしい。「ポパーの批判に耐えることができないほどの弁証法理解」では、「弁証法」という言葉すら用いてはならぬというのだから、もとより私などが出る幕ではない。手元メモに書き添えた私自身の反応は、なんとも直截的であるが、「反論をしたくともできない」というものであった。

それはともかく、のっけからここまで言われてしまうと、まずはポパーの「弁証法とは何か」を読んでみなければならない。ところがそのころはまだ、当の論文が収録されたポパーの論文集、『推測と反駁 — 科学的知識の発展 *Conjectures and Refutations: The Growth of Scientific Knowledge*』（1963年）の翻訳書もなく、原書に当たって論文コピーをどうにか入手し、それに一通り目を通すだけで四苦八苦したことを思い出す<sup>(16)</sup>。分析哲学にかんする素養不足が一因であるが、それだけではない。大学紛争の渦中にあった時期の助手生活だったことも大きかった<sup>(17)</sup>。都心のキャンパスで学生たちがバリケードを築き、それに対して大学側がロックアウトに踏み切るなど、緊迫した当時の状況では、落ち着いて考えを巡らせることもできはしない。せいぜいのところ、手元にある文献のあれこれを開いて目を通すことぐらいが関の山であった。これまた定かな記憶があるわけではないものの、現時点で書棚に残っている書籍から見当をつけると、ポパーの邦訳論文「知識に対する三つの見方」（市井三郎訳）とか、『岩波講座 哲学』第9巻最終章に収録された上山の「価値研究の課題」あたりがその具体例であったかと思われる<sup>(18)</sup>。あるいは、同時期に配本された『世界の名著』（中央公論社）中の一巻、上山が責任編集を担当した『パース/ジェイムズ/デューイ』の解説（「プラグマティズムの哲学」）<sup>(19)</sup>や前節で挙げた

(15) 同上。

(16) 同書の翻訳が法政大学出版局から刊行されたのは1980年のこと。その後、同出版局より新装版（叢書ユニベルシタス95）が2009年12月に刊行されている。

(17) このあたりのことについては、大学教員生活に終止符を打って間もないころ執筆した随想「わたしの行政学研究の歩み」『季刊行政管理研究』No. 152、2015年12月、32頁参照。

(18) 前者は市井三郎編集・解説『科学の哲学』（『現代人の思想20』）、平凡社、1968年2月、272—308頁、後者は栗田賢三・上山春平編『哲学IX 価値』岩波書店、1968年3月、283—360頁。

(19) 上山による解説「プラグマティズムの哲学」は同書5—50頁。

ハーヴェマンの『ドグマなき弁証法？』もそこに含まれるのかもしれない。ここに例示した4点の著作のうち最後のハーヴェマンの訳書のみが先に取り上げた『思想』と同時期の発行（1967年6月）であり、他の3点について各著作の奥付を確認してみると、いずれも大学紛争が激化した翌年の初春発行（1968年2～3月）のものばかりである。

これらの文献は今になって読み返してみてもそれぞれ読み応えがあるのだが、当時は肝心な私自身における主体的条件が整っていなかったようだ。それがために、それから間もなく取り組まなければならなかった助手論文の執筆を控えて、せめてもの思いから入手したはずの上山の『弁証法の系譜——マルクス主義とプラグマティズム——』第2版（未来社、1968年）について<sup>(20)</sup>、その補論に目を通しただけで、いずれ機会を待ってきちんと読まなければならない著作としていわば「特別扱い」したのがかえって仇になったのか、いつしか所在不明になってしまい、つい先ごろあらためて同著第2版の古書購入をする羽目になったという思わぬエピソードが生まれた。あろうことか、それは実に半世紀を隔てての「再会」だったのである。

ところで、後年、大平正芳の政治哲学とされた「楢円の哲学」との関連で、それが弁証法的思考といかなる関係を有していたのかということをめぐる、かつて大平総理のブレーンと目された人物の間で、一見するとまったく異なる扱いがなされている。冒頭に記した拙著の追録「持続した『楢円の構図』への関心」（2017年）でもすでに言及しているが、重複を怖れずここでも取り上げておきたい。

大平総理の死後十数年を経て、大平正芳記念財団から公文俊平・香山健一・佐藤誠三郎監修による『大平正芳 政治的遺産』（1994年）が刊行された。その巻頭に配置された第1論文が香山健一「大平正芳の政治哲学」であり、それに続く第2論文が公文俊平「大平正芳の時代認識」である。

上記の第1論文において香山は、彼が「大平哲学の原初形態」とみなす例の横浜税務署長訓話を引いて、次のようなコメントを付している。すなわち、「それは、一見、一元論的思考方法を排した二元論的思考のようにも聞こえるが、決して東洋の陰陽道のようなものでもなければ、西洋の弁証法のような単純な正反合の対立統合の構造でもなかった。そ

---

(20) 本書の奥付には第2版の刊行時期についての記載がないが、著者による「第二版あとがき」執筆期日は1968年9月5日となっており、あとがき文中でもそれを裏づける記載があるので、第2版出版が同年中であることは間違いないと思われる。しかし、国会図書館の書誌情報では奥付記載の同書初版（1963年）を基準年として、そこから数えて第4刷発行年である1976年が第2版発行年に採用されている。

れは、近代合理主義の『Aか非Aか』……（中略）……の二者択一的思惟の限界を越えようとするものである」と<sup>(21)</sup>。

これに対して公文は第2論文において、同じ税務署長訓話に見られる大平の事物の捉え方について、香山とは真っ向から対立するかに見える見解を提示する。彼によれば、大平に特徴的であるのは、「東洋的、陰陽二元論的な“相反する力の均衡と調和”を重んずる見方だと解釈できる。しかし、決してそれだけではない。大平の“楢円の哲学”にはほとんど“弁証法”的といいたくなる一面もある」というのだ<sup>(22)</sup>。

どうだろうか。同一書で連続する、それも監修者に名前を連ねる二人の論文において、このような異なる扱いがなされるとあっては、読者の誰しものが、「はて、さて」と困惑せざるをえないのではないか。すでに触れたとおり、楢円理解における初歩的な誤りとして「中心」と「焦点」との混同がある。内村鑑三も大平正芳もその誤りを冒していた。しかも驚くなかれ、香山も公文もまた例外ではないのだ。正直なところ私自身も、一時は、まるでそれに次ぐ困惑にまたぞろ見舞われたような感覚に襲われたのであった。

それにしても、同じ大平の「楢円の哲学」について、ここで注目する弁証法的思考との関係となると、香山と公文の間で、一見するとまったく異なった扱いがなされるのはどうしてなのか。拙著に追録した前掲の拙稿では香山の論述を中心に置いたために、公文の「楢円の哲学」考にかんしては脚注で要点を引用するにとどめざるをえなかった<sup>(23)</sup>。そこでここでは順序を入れ替えて、公文による扱い方を先行させ、とりわけ彼が「大平の“楢円の哲学”にはほとんど“弁証法”的といいたくなる一面もある」というとき、どんなことを論拠としていたのかを確認しておこう。

公文はその一文に続けていわく、「すくなくとも、禍福がその中で交代する“時間”というもののもつ“不思議な構造”に対して大平が常にいただいていたと思われる一種の畏敬の念は、この“楢円の哲学”が時間軸の上にも展開されているところからうまれてきていると解釈できそうだ。」このように述べる<sup>(24)</sup>。その言葉づかいはいかにも及び腰であるし、彼の弁証法理解がどのようなものであるのかも判然としなない。しかしそれにもかかわ

(21) 香山健一「大平正芳の政治哲学」公文俊平・香山健一・佐藤誠三郎監修『大平正芳 政治的遺産』大平正芳記念財団、1994年、17-18頁。

(22) 公文俊平「大平正芳の時代認識」同上書、58頁。

(23) 追録の脚注35および43（207-208頁）を参照されたい。

(24) 公文俊平「大平正芳の時代認識」前掲書、58-59頁。冒頭の「禍福の交代」観念について公文は、大平による1965年初頭における選挙区向けの後援会会報に寄せられた寄稿文「禍生得意福育隠微」からの引用文を挙げている。それによれば、「禍というものは多くは得意の時に生じ福というものは殆ど例外なく隠微の中に育まれる」ということ。

らず、彼が大平の「楢円の哲学」について、「ほとんど“弁証法”的といいたくなる一面もある」と認める最大の論拠は、どうやらそれが、「時間軸の上にも展開されているところ」にあるようだ。ただし、「時間軸上の展開」といっても、大平の「時代認識」を論ずる公文が関心の焦点に置いたのは短期的な一朝一夕の変化のことではなく、時代の転換期において「緊張関係にあるふたつの中心のバランスをとってゆこうとする感覚」<sup>(25)</sup>だったことに留意しなければならないであろう。

これに対して香山はどうであったのか。すでに見たように、香山によれば大平の思考方法は「決して東洋の陰陽道のようなものでもなければ、西洋の弁証法のような単純な正反合の対立統合の構造でもなかった。」これは、拙著に追録した拙稿で触れたように、いわゆる「自同律」と「相互律」の異同に着目する観点からの立言であるが、そのせいであるのか、以後の論述において彼は、陰陽道についてはもとよりのこと、弁証法的思考との関係についても一切言及することがない。このかぎりでは、大平の「楢円の哲学」にかんして、公文と香山とがまったく異なった受けとめ方をしているとみなしても不思議はない。ところが、である。大平の政治哲学を思想的に位置付けた香山は、その論考の結論的言明をおこなうに際して、「大平の政治哲学は思想的に見ると、老子とトマス・アクィナスという東西二つの自然法思想を中心とする楢円の哲学であった」とする主文の後に、なんと、先の公文の認識とほぼ共通するかに見える次のような補足をしているのだ。すなわち、「しかし、そこにもう一つ時間軸という複雑な構造を入れるとき、大平の政治哲学は楢円軌道を描きながら時間軸にそって螺旋状の運動を続けていく『永遠の今』となる。前近代（中世）—近代—超近代は単純な単線的構造ではなく、螺旋状につながる楢円の軌道をなすものとして認識されている」というのである<sup>(26)</sup>。

いったいこれはどういうことなのか。わざわざ断るまでもなく、ヘーゲル以後の弁証法の理解において時間軸を組み入れることそれ自体はなんら特別なことではない。そもそもヘーゲルの弁証法は時間軸上の過程そのものであった。だからこそ、先に公文による大平の「楢円の哲学」理解について、そのことが「ほとんど“弁証法”的といいたくなる一面もある」と認める最大の論拠となったのではないかとみなしたのだった。だが、一方の香山における時間軸の組み入れは、彼の弁証法理解とは無関係であるように見える。むしろそれは、彼の論考から引いた最後の一節に登場する「永遠の今」の観念に凝縮された、も

---

(25) 同上書、83頁。

(26) 香山健一「大平正芳の政治哲学」同上書、46頁。

う一つの大平の哲学的な信条に由来するものと言うこともできる<sup>(27)</sup>。となると、時間軸の組み入れにかんしてヘーゲル以降のいわば通説的な弁証法理解を前提にした私自身の見立て自体が、一種の早合点だったのかもしれない。そのようにも思えてくる。

残念ながら、この問題は未決着のままである。本節の表題にあるとおり、弁証法をめぐる論議との接続は、私にとって今もって悩ましい課題であり続けていることの一つの証左として受けとめていただければと思う。既述したように、つい先ごろ、上山春平の『弁証法の系譜 — マルクス主義とプラグマティズム —』第2版と半世紀ぶりの「再会」を果たした私は、その序論における冒頭の一句に遭遇してぎくりとさせられた。すなわち、「弁証法的方法は直観的方法と分析的方法を統一する方法として特徴づけることができる。」これがその一句である<sup>(28)</sup>。前半で述べたように、H. サイモンが依拠した論理実証主義への関心から出発した私にとってうってつけの著作のようである。遅ればせながら、そこから仕切り直しをしてみたいと思うのだが、果たして首尾よくいくであろうか。

### 3. 理論交錯研究による「射程拡大」？

本稿のはじめに記したように、思いがけないことに、一昨年（2017年）、日本公共政策学会機関誌『公共政策研究』第17号において、30年以上も前に日本政治学会年報に掲載された拙稿の「射程拡大」を意図した特集「公共政策と行政管理：政策論と管理論の交錯」が組まれた。その拙稿とは「政策決定理論と組織理論の交錯 — 組織的決定理論を中心として —」であって、それが収録された「年報政治学1983」のタイトルは『政策科学と政治学』であった<sup>(29)</sup>。

特集テーマや拙稿のテーマも、また学会誌のタイトルも、どれもこれも格助詞の「と」で結ばれている。やたらと多いように感じられるかもしれないが、学問の世界では珍しい

(27) 『大平正芳 政治的遺産』（1994年）の監修者中で佐藤誠三郎もまた「大平が終生最も好んだ言葉の一つ」として「永遠の今」を挙げている。「大平正芳の政治姿勢」同上書、234頁。なお、大平の政治的足跡に詳しい福永文夫によれば、「『楢円の哲学』が空間における調和の論理であるとする、同様に大平が好んで用いた言葉『永遠の今』（eternal now）は、時間における調和の論理であった。』『大平正芳 — 「戦後保守」とは何か』中公新書、2008年、35頁。

(28) 上山春平『弁証法の系譜 — マルクス主義とプラグマティズム —』第2版、未来社、1968年、11頁。発行年につき前掲の脚注20を参照されたい。

(29) 本稿「まえがき」および脚注5参照。

ことではない。一口でいえば、異なる事物や事象を対象化したうえで、それらが交錯しあう部面で形成される複合的な関係について論ずることが多いからである。

拙著に追録した拙稿「持続した『楕円の構図』への関心」で告白したとおり、大学教育面においてひところまで多用した私の常套句のひとつが、「物事を把握するには対象の『いびつさ』をとらえるのが肝要である」ということであり、その「いびつさ」をとらえるには「<と>で結ぶ関係がヒントになる」ことを付け加えるのが常であった<sup>(30)</sup>。ただし、本稿第1節で内村鑑三の「いびつの美学」もしくは「いびつの哲学」について述べたこととの関連で付け加えるならば、対象とする物事がどれほど「いびつ」に見えるからといって、その形状を「美はしきもの」に正すことが直ちにできるものではないし、たとえそれが技術的に可能であっても、一方的な無理強いをしたりするならば、それこそ「無理を通せば道理が引込む」ような事態を招くことになりかねない。

ここで、『公共政策研究』の前記特集企画について若干のコメントを付しておきたい。取り上げられた拙稿が30年以上も前のものであるので、当時のことを正確には思い出せないのだが、執筆テーマについては、留学中に執筆した拙稿「米国における公共政策研究の位相」<sup>(31)</sup>の延長上で考えていたところ、当時の政治学会年報委員会委員長（山川雄巳教授）との調整から、むしろ従前の組織理論研究との接続を図る観点に立って「組織的決定」を中心としたテーマ設定に変更した経緯があった。

特集の冒頭における年報委員会委員長（西出順郎教授）の記述によれば、「本特集は、今村論文の射程拡大という意図を以って、両理論の交錯を個別の行政管理機能から実践的に掘り下げて議論を進めることを目論んだものである」という<sup>(32)</sup>。まずもって、そこで言われる「射程拡大の意図を以って」とはどういうことなのか、即座には理解できなかった。そのためか、それに続く部分にかんしても、なにゆえにストレートに「個別の行政管理機能から実践的に掘り下げて」議論を進めようとするのかと、その目論見に首を傾げざるをえなかった。それというのも、私が政策決定理論と組織理論の交錯を論じるにあたり、「組織的決定」を中心としたことの理論的意義がほとんど等閑視されているように感じられたからである。

---

(30) 脚注13と同一の189頁における記述を参照されたい。

(31) 『法学新報』第87巻1・2号、原田鋼先生古稀記念論文集、247-278頁、1980年5月。この拙稿も表題を「公共政策研究の台頭」に変更して、脚注5で挙げた拙著『行政学の基礎理論』に収録してある。

(32) 西出順郎「特集テーマ『公共政策と行政管理：政策論と管理論の交錯』について」『公共政策研究』第17号、2017年11月、24頁。

だが、前節での香山健一の時間軸の組み入れにかんする論述の扱い方と同じく、または早とちりを冒してしまったようである。特集の収録論文を一通り読了したあと西出教授の概説を再読して、その感を深くすることになった。教授はその最後に、政策決定理論の類型化にかんする文脈での私の問いかけを引きつつ、次のように締め括っている。「組織の理論として行政管理は確たる居場所を確保できるのか。また、その管理機能と政策過程は理論的交流をより深めてゆくことができるのか。これを機に、政策・制度の研究のみならず、それらの現実機能を担う行政管理研究についても、本学会の中で活発に議論されてゆくことを強く願っている」と<sup>(33)</sup>。偶然のことながら、同年度末に公共政策学会からの退会を申し出ていた私にとって、共感を覚えさせられる何よりのメッセージであった。

ところで、いまさら指摘するまでもないことながら、「楕円の構図」の適用を考える場合、それはあくまで二つの焦点間のことに限られるから、その適用範囲はすこぶる限られてしまうことになる。たとえば、行政学の主たる研究対象を行政官僚制に設定したとして、その分析に有用な研究分野を考える場合にも、最低三つの分野が思い浮かぶであろう。組織理論の研究からスタートした私自身が現に対象化したのは、「官僚制の社会学」「官僚制の経営学」そして「官僚制の政治学」の三分野であった<sup>(34)</sup>。同様な試みは、それから約20年を経て、「行政学はどのようなものでなければならないか」という問題意識を念頭に取りまとめた『行政学の基礎理論』（1997年）の巻頭章（行政の概念と行政学の方法）でもおこなっている。そこでは、行政活動の複合的性格をとらえるのに役立つであろう三枚のフィルターとして、「法のフィルター」「政治のフィルター」そして「管理のフィルター」を挙げ、それらを重ね合わせた部分において形成される中心部分が行政学研究のターゲットであることを示し、その概念図をさしあたり「公共政策のフィルター」と名付けることとした<sup>(35)</sup>。だが、どちらにしても、三つの理論分野にわたる複合的關係を解明するのに「楕円の構図」をそのまま適用することなど、たとえアナロジーのレベルであっても成り立たない話である。

しかし、それでもなお「楕円の構図」の適用範囲を拡大して、自己流の「射程拡大」を図ろうということになれば、暫定的に構成した概念図の中のA・B・C三分野からなる重複部分をA-B、B-C、C-Aの關係に分解して、いったんはそれぞれを「楕円の構図」の概念連関でとらえて考察する。そのあと適用事案に即した過不足のない叙述を通して、

(33) 同上、25頁。

(34) 拙著『組織と行政』東京大学出版会、1978年、あとがき参照。

(35) 脚注5で挙げた拙著『行政学の基礎理論』第1章の3。7-17頁参照。

それらをどうにか相互に繋ぎ合わせてみることはできないかと、懸命に工夫をこらすことになる。たとえていえば、確かな成果を見込めないままに、果樹や花木の接ぎ木を二度、三度とやってみるような根気のいる作業である。それなのに、懲りずに繰り返してしまうのはどうしてなのだろうか。

上記の『行政学の基礎理論』は50歳代半ばの作品であるが、その最終章（政府体系研究の意義）は「『ガバナンスの行政学』への展望」と題する節で終わっている。そこでいう「ガバナンスの行政学」という呼称は、私なりの「蠟山行政学」の理解を通じて得た、行政学の理論体系にかんする一つの着想を表現するために使ったにすぎず、その当時、流行しつつあったガバナンス論の時流に乗ろうとしたものではまったくない。後年、『季刊行政管理研究』誌の求めに応じて執筆した随想「わたしの行政学研究の歩み」では、それを「我流の『ガバナンスの行政学』」と呼び、「不惑」の世代に突入してからかえって深めざるをえなかった惑いの中での所産として位置づけているが<sup>(36)</sup>、古稀を目前にして取りまとめた拙著『ガバナンスの探求 — 蠟山政道を読む』（2009年）は、もはや単なる惑いの表明だけではない<sup>(37)</sup>。

先ほどの『公共政策研究』の特集企画に寄せたコメントの最後のくだりを想起していただきたい。そこに記されている「組織の理論として行政管理は確たる居場所を確保できるのか。また、その管理機能と政策過程は理論的交流をより深めてゆくことができるのか。」という問いかけが重要である。仮にアンケート調査をしてみるとして、公共政策学会のみならず行政学会においても、どれだけの会員が肯定的回答を寄せるのか、はなはだあやしい。そのように思えばこそその問いかけであろうからである。

実際には、無回答やDK回答が圧倒的に多いであろう。なぜなら、問いかけにある「行政管理」とは何であるか、その管理機能とはどういうものであるのか、そのこと自体が判然としないからである。国語辞典はむろんのこと、インターネットで検索しても、おそろく期待するような説明は見当たらないであろう。

かつて「行政管理の概念 — その形成と受容と変容 —」なる原稿を『季刊行政管理研究』に寄せたことがある<sup>(38)</sup>。わが国の行政制度がGHQの指導下に新たに設計しなおされたことについては広く知られているが、終戦の3年後に大臣庁として発足した行政管理

---

(36) 脚注17で挙げた随想「わたしの行政学研究の歩み」36—37頁。

(37) 勁草書房刊。上掲の随想38頁に記したような重要な誤記もあるが、そのまま昨年からオンデマンド版になっているので、入手に少し手間取る。

(38) 『季刊行政管理研究』No. 39、1987年9月、3—12頁。



庁の設置もその一つであった。今世紀初頭の中央省庁改革を経て、現在、中央政府の行政機構の中で「行政管理」の名称を付した機関は、総務省行政管理局以外にない。その拙稿でも記したところであるが、用語上のことだけであるならば、「行政管理」概念の風化現象はさほど重要ではないのかもしれない。しかし、総務省行政管理局がやっていることが「行政管理」だといった割り切り方は禁物である。それは問題の矮小化にとどまらず、歪曲化ですらある。

私は前掲の拙著を締め括る最後の一節で、「行政管理論の再構成」が必要であることを三回も繰り返している。二回、三回と繰り返したのは、蠟山が戦後になって『英国地方行政の研究』（1949年）を公刊した際に新しく付け加えた一節「政府学的理論——行政学の役割」において、「行政学理論を狭き管理の世界から脱却せしめ」るべきことを主張した点につき、私のいう「ガバナンスの行政学」との関連でその含意をどのように読み取るべきかを鮮明にする文脈でのことであった<sup>(39)</sup>。

それからすでに10年の歳月が経ってしまった。行政学研究において「行政管理論の再構成」が必要であるとの認識は今もなお変わりが無いものの、上記の文脈で述べた「行政管理論の再構成をはかりつつ、蠟山のいう『政府学的理論』として通用するような『ガバナンスの行政学』を提示すること」は、もはや果たせそうもない。せめてものこととして、「地方政府」として存立する地方自治体において「行政管理」の概念がほとんど死語になっているかのような現状について、私なりの問題提起をしてみたいと考えた時期もあるが、それを具体化するための条件整備もできないまま今日にいたったのが現実である。

本稿は、「『楕円の構図』による把握（再考）」を表題に掲げながら、はなはだ不十分な論述にとどまってしまった。何よりもそのことをお詫びして、ひとまず本稿を閉じさせていただくことにしたい。意を酌んでいただければ幸いである。

（いまむら つなお 中央大学名誉教授）

キーワード：いびつの美学／叙述の方法／心的空間の歪み／弁証法論議／理論交錯研究／行政管理論の再構成

(39) 前掲の『ガバナンスの探求——蠟山政道を読む』278-279頁。

【資料】

2018年5月15日 自治総研所内研究会

「楕円の構図」による把握をめぐる

今村 都南雄

はじめに

～「持続した「楕円の構図」への関心」を書きたいきさつ～

1. 大きかった内村鑑三・大平正芳「楕円考」との出会い

Cf. 追録拙稿 I (2)

内村鑑三の訓え：「楕円形的の真理の裡に真理の深味と興味とがある。真理は単純であると云ひて簡短に容易に説明する事は出来ない。円満なる哲学は常に疑はしい哲学である。所謂「頭脳の内に能く這入る哲学」は甚だ怪しい哲学である。哲学は科学と同じく思索的(スペキュレチーフ)であってはならぬ、叙述的(デスクリプチーフ)であらねばならぬ。真理は一個中心の円形に非ずして二個中心の楕円形であるからである。」

2. 「中心」と「焦点」の混同(余話)

Cf. 追録拙稿 I (3)

内村鑑三・大平正芳に共通。香山健一・公文俊平も同類。

大平の税務署長訓示についての対照的見方

香山「決して東洋の陰陽道のようなものでもなければ、西洋の弁証法のような単純な正反合の対立統合の構造でもなかった」→自同律・相互律、老子

公文「東洋的、陰陽二元論的な“相反する力の均衡と調和”を重んずる見方だと解釈できる。しかし、決してそれだけではない。大平の“楕円の哲学”にはほとんど“弁証法的”といったくなる一面もある」→厄介な弁証法理解(K.ポパー、R.ハーヴェマン)

3. 遅きに失したか、「楕円の構図」への言及

Cf. 配布コピー ①拙稿「審議会と「市民参加」」『都市問題』1972年11月号、②「〈随想〉わたしの行政学研究の歩み」『季刊行政管理研究』2015年12月号

上記①についての最近の引用例：野口暢子「住民の意思と自治体政府の役割—「審議会」への住民参加の意義—」『地方自治職員研修』2017年11月号

こだわった「政治の論理」と「組織の論理」の交錯(『組織と行政』)→留学帰国後、「年報政治学」1983・1985への寄稿→村松批判(『行政の理法』)→『行政学の基礎理論』取りまとめ(「省庁間の政治手続き」の改稿、収録せず)→『官庁セクショナリズム』

4. 加筆(その1):《追録》への追記

Cf. 配布コピー 御厨貴『明治国家をつくる—地方経営と首都計画』(藤原書店、2007年)序(楕円の構造と異端の系譜)+あとがき

①日本政治学において「二つの焦点を持つ楕円構造」に着眼した稀有の業績(御厨評価)

②「楕円の構図」への関心を触発する注目すべき業績の出現(山本義隆三部作)

5. 加筆(その2):あとがき

悩ましかった問題: 焦点化した「難題」間の相互関係をどのように処理するか

→大牟田調査の「結論的所見」提示(概ね2016年日本政治学会分科会報告を踏襲)